

法曹養成制度改革顧問会議

第 1 5 回会議 議事録

第 1 日 時 平成 2 7 年 1 月 2 7 日（火）自 午前 9 時 4 5 分
至 午前 1 1 時 5 6 分

第 2 場 所 法務省第 1 会議室

第 3 議 題

- 1 開会・法務大臣挨拶
- 2 法曹人口について
- 3 法科大学院について
- 4 司法試験について
- 5 次回の予定、閉会

第 4 出席者

上川陽子法務大臣

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 法務省大臣官房司法法制部鈴木昭洋参事官

文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大場亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第15回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめた青色のファイルを置いておりますので、適宜、御参照ください。

○大場室長 この資料の中で、資料8-4と資料8-5、通し番号85ページと87ページですけれども、これはいわゆる二回試験及び集合修習に関する資料についてですが、不可を含みます成績分布に関する資料であり、個人を特定することができてしまいます。したがって、公表になじまないと考えられますので、推進室としては非公開の対応としていただきたいと考えておりますけれども、座長、御審議をお願いいたします。

○納谷座長 座長としては、従来の取扱い等を勘案しまして、資料の公開については皆さんにお諮りしたいと思いますが、ただいま説明がありましたように、二回試験に関する資料と集合修習に関する資料については公開すべきものではないと考えられますので、ウェブサイト上で公開することは控えたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それでは、そのように取り扱いたいと思います。

○大場室長 分かりました。それでは、そのようにしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

初めに、法曹人口調査について、前回に引き続いて御報告をいたします。

岩井参事官、お願いいたします。

○岩井参事官 それでは、法曹人口調査につきまして、前回に引き続き、分析の状況などを御説明したいと思います。

法曹人口調査につきましては、現在も引き続き、アンケート調査の集計結果のほか、裁判事件数の動向、あるいは65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査及び弁護士の実勢調査の結果の分析を行っているところです。

今回提出しました資料は、資料つづりに通し番号3ページから資料2-1というものがあり、通し番号5ページから資料2-2、それから、通し番号15ページから資料2-3となります。

まず、資料2-1を御覧ください。法曹人口調査の分析をしていくに当たりまして、前回、顧問から御指摘をいただいたことを踏まえ、分析について1つの考え方をたたき台として作成いたしました。

上の部分に、法曹人口の在り方を検討するに当たっての全体の構造について考え方をお示しております。ここでは、まず利用者側における法曹に対する需要を把握し、その上で法曹養成課程の現状を踏まえた法曹の供給状況、今後の見込みを考えるという考え方をお示しております。要するに、需要と法曹の質を確保する制度の現状を考えて、適切な法曹人口の在り方

を考えるとという考え方です。

下の部分には、こうした考え方のうち、これまで提出しました資料を踏まえて、法曹に対する需要につきまして考え方を示しております。ここでは、需要を把握するために分野ごとに分けて考え方を示しております。

分野の例といたしましては、一般国民、企業、国・地方自治体のほか、裁判事件を挙げております。また、それぞれの分野につきまして、直後にあります括弧の中に例として示した指標によりまして、需要の変動があるかどうかを把握するという考え方を示しております。例えば一般国民における需要の有無について見ますと、年代ごと、弁護士へのアクセスの容易さですとか価格の変化によって法曹に対する需要が生じたりなくなったり、あるいは増えたり減ったりするかを確認し、法曹に対する需要が認められるかどうかを検討するということです。

以上は、もとより1つの考え方をお示ししたものでして、この考え方の当否や他の考え方など、様々な点については顧問の方々から御意見を頂戴したいと考えております。

次に、通し番号5ページからの資料2-2を御覧ください。こちらは前回の会議において顧問からの御指摘を踏まえて、裁判事件数の調査について分析を進めたものです。

まず、通し番号5ページですが、阿部顧問の御指摘を踏まえまして作成したものでありまして、中小企業の倒産件数と法人破産新受事件数等の推移のグラフになっております。

1番上の薄いグレーの折れ線が、中小企業の倒産件数の推移を示すものであり、その真下にあります濃いグレーの折れ線が、法人破産事件の新受事件数の推移を示したものです。こちらを見ますと平成14年頃までは、大きな観点での傾向としては、中小企業の倒産件数の増加に伴って法人破産の新受事件も増えている傾向が見られます。その後は、グラフ上も明確に、倒産件数の増減に合わせて法人破産事件の新受事件数も増減していることが分かります。経済の動向が裁判事件数に影響を与えている例ではないかと思われれます。

通し番号6ページから8ページまでは、事件の類型別に見た事件数の動向を紹介しております。

例といたしまして、交通損害賠償事件のほかに、建築関係訴訟、医療関係訴訟、労働関係訴訟、知的財産権関係訴訟、それから、行政第一審訴訟の推移をまとめております。交通損害賠償事件は既済件数、それ以外は既存の資料を生かすという形で作成しました関係上、新受事件数を示しておりますが、これまでに御説明いたしましたとおり、新受事件数と既済事件数の動向の間に1年程度のずれがあることを前提にすれば、事件数の増減の傾向を確認できると思います。

まず、6ページと7ページを御覧いただきまして、交通損害賠償事件を見ますと、全体的に件数が増加しております。地裁においては平成22年から、簡裁においては平成10年から、いずれも増加幅が大きくなっております。交通事故件数が近年減少していることとは対照的な状況となっております。その原因を一義的に申し上げることは困難なのですが、平成10年からの少額訴訟制度の導入や、いわゆる弁護士保険制度の拡充などが増加の原因の要素となっているのではないかと考えております。

次の通し番号 8 ページは、いわゆる専門訴訟のうちの幾つかの類型について、地裁における新受事件数の推移をまとめたものです。労働関係訴訟は平成 21 年に増加しておりますが、他の事件類型は大きな変化がないように見えます。

続きまして、通し番号 9 ページからは、民事第一審通常訴訟で弁護士が代理人となった事件数の推移をグラフにしたものです。

まず、事件数単位で見たものが 12 ページまでですが、過払金等を除く前のものと除いた後のものに分けてグラフを示しております。全般的な特徴としては、本人訴訟の事件数に比べまして代理事件数の変化が緩やかなものになっていると思います。

次に、通し番号 13 ページと 14 ページを御覧ください。こちらでは、代理人が就任する場合には一事件当たり、原告側と被告側に就任する 2 つの例がありますので、それぞれに代理人の付いた場合にプラス 1 として、どの程度の当事者に代理人が付いたかを試みに算出したものです。代理人が付いた当事者側の類型が代理数、付いていない者の類型が非代理数になります。これを見ますと、同じく非代理よりも代理の方が変化が緩やかであるというふうに言えます。

また、過払金等の事件を除いたものを示したものが通し番号 14 ページにあります。その上段を見ますと、地裁では近年、代理数が増加して、非代理数が減少する傾向が見てとられます。

最後に、通し番号 15 ページ、資料 2-3 を御覧ください。こちらは法曹有資格者の採用状況や採用の意向について、企業規模や自治体の規模別に分析をしたものです。

まず、通し番号 15 ページの下の方のグラフを御覧いただきますと、大企業では資本金が多いほど採用数が増え、採用に関する態度は消極的でなくなっていくということが分かります。

こうした傾向は、次の 16 ページのとおり、大企業について、従業員数で区切っても変わらないようです。

その一方で、次の 17 ページにお進みいただいて、中小企業では法曹有資格者の採用が進んでおらず、規模別に見ても大きな傾向の差は見られませんでした。

更に進んで、自治体では、通し番号 19 ページのグラフのとおり、大規模自治体の方が採用数が増えて、採用に関する態度は消極的でなくなっていくということが分かります。

次の 20 ページに進みまして、自治体の区分をより細かくしても、おおむね傾向に変化はないようです。

調査結果の分析につきましては、顧問の方々からの御意見を頂戴いたしまして、急いで分析を進めたいと思います。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。

○大場室長 ただいまの報告につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。また、報告についての御質問がございましたら、意見交換の間でも随時お答えしますので、適宜お願いします。

よろしくお願いします。

○納谷座長 それでは、今、御報告がありました件につきまして、御質問がありましたら受けたいと思いますし、なければ御意見でも構いません。どなたからでもどうぞ。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 1つは質問で、1つは意見でございます。まず、企業の中での法曹に関して、例えば15ページを見ますと、「採用しようとしたが、採用できていない」というのが大企業で83社あるわけですが、これはなぜなのか。何で折り合わなかったのか。もともと募集がなかったのか。何か採用のときに条件で折り合わなかったのか。そういった理由が分かるともう少し深い分析ができるかなと思います。

それから、3ページに戻らせていただきまして、これは意見なのですが、企業における需要の有無ということなのですが、当然、法曹有資格者でありますから、法務関係の仕事が中心かとは思いますが、実際、私どもで調べてみますと、かなり法曹としての仕事ではない分野にやはり有資格者が出てきております。去年の6月段階で2桁以上、10人以上の法曹有資格者を採用している企業は11社あるはずなのですが、特に上の方を見ますと、通常の法務とか内部統制、コンプライアンス以外にも、例えば経営企画でありますとか、あるいは長期の戦略、更には営業の第一線にまで法曹有資格者が出てきております。

そういう意味では、企業における需要の中で、従来型のいわゆる法曹の仕事プラスアルファの部分これから出てくるのではないかなと思います。何かこれが分かるような分析があれば面白いと思いますので、これはよろしく願いいたします。

○納谷座長 では、阿部顧問からの質問の第1点のところから、岩井参事官の方で答えてください。

○岩井参事官 法曹有資格者を採用しようとして採用できていない理由ですが、以前の顧問会議でお配りした単純集計結果に、例えば大企業調査であれば問17というのがありまして、そこで質問をしております。

回答数自体が84ということで少なかったのですが、その中でも上位から理由を挙げてみますと、一番多かったのが、応募がなかったというのが26、その次は、応募者の能力的な部分で満足がいかなかったというのが17、採用内定を出したが辞退されたというのが16ということで、それぞれ割合が、応募がなかったというのが31%、能力的な部分で満足がいかなかったのが約20%、それから、採用内定は出したが辞退されたというのが19%ということになっております。

○阿部顧問 応募がもともとなかったというのは、ちょっと私どもなりに対応することを考えてみますと、日本弁護士連合会と一緒にひまわり求人求職ナビでの普及をやっておりますが、もうちょっと普及のペースを速めなければいけないかなと思いますので、そこは経団連の仕事としてやらせていただきます。

○納谷座長 阿部顧問からの御意見もありますけれども、他に。

○大場室長 今回の2点目のところはどうでしょうか。企業法務の部門だけではなくて、企業戦略的なところとか営業であるとか、そういう方面にも拡大できるのではないかと、しているのではないかと、ということでしたけれども。

○阿部顧問 これは私どもで調べてもいいですし、組織内弁護士協会でも何かデータを持って

おられると思いますので、実際、法曹有資格者はどういう仕事をしているかという現状だけでも分かれば面白いかなと思います。

○大場室長 それは、岩井参事官はどうですか。答えられますか。

○岩井参事官 今回のアンケート調査で聞いたところでは、前回の顧問会議で提出させていただきました調査結果のうち、企業に質問した項目の中で、どういった分野を現在、重要な課題であると考えているか、それから、それについて現在、弁護士を利用しているか、あるいは将来利用したいと思うかというところで聞いておりまして、確かに阿部顧問の先ほどおっしゃった、例えば内部統制とか、そういった観点について重視しているという傾向を見てとれるのではないかなとは感じているところです。

○大場室長 この関係の、法曹有資格者の活動領域の拡大の在り方に関係するところでして、これは法務省の方でやっていただいていますので、もしできれば法務省の方からその辺の検討状況を説明していただけないでしょうか。どうでしょうか。

○納谷座長 もちろん、よろしいですけれども、岩井参事官、いいですか。

○岩井参事官 はい。

○納谷座長 それでは、補充していただいて。

○鈴木参事官 阿部顧問から御質問を頂きました企業内弁護士の活用状況に関しましては、企業分科会におきましても活発な意見交換がされているところです。

それによりますと、企業内弁護士の採用拡大に伴いまして、従来の法律の専門家としての知識・経験を生かした、いわゆるスタッフ職としての活用のみならず、近年、人事、組織の運営、企業の意思決定への参画などのいわゆるライン職としての活用が増えているといった御意見も頂いているところです。また近年、新人の法曹有資格者を総合職として採用するケースも増加していると聞いております。

これらのことからしますと、法曹有資格者がその法的素養を生かして、企業戦略や経営戦略について、企業人として企業に関与するケースが増えつつあるということが言えるであろうと考えているところです。

また、企業内弁護士の数に関して、企業分科会の方で昨年6月の段階で619社、1,179名にまで及んでおりまして、この約10年間で10倍近くにまで増えているところであり、特に、一昨年から昨年にかけて200名以上の大きな伸びを示しているところです。

このような大幅な増加につきましては、先に述べた企業内弁護士の役割に対する変化ということが背景にあるのではないかと考えているところです。

○納谷座長 アメリカのローファームなんかを見ますと、やはり企業内における弁護士の役割は、企業の戦略的なところにかかなり入って意見を反映させている。このことは非常に重要な意味を持っていると、私は思っております。日本の法曹もそういう方向に少しずつ浸透しているのかなと思いましたが、そういう印象はやはりそのところでも議論されていましたか。

○鈴木参事官 はい。

○納谷座長 では、よろしいですか。

それ以外に、この岩井参事官の報告について御意見があれば承りたいと思います。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 岩井参事官の報告は、大変立派なものだと思います。今後、法曹人口についての意見を最終的に取りまとめなければいけないわけですので、その作業の進め方について意見といたしますか、お願いを申し上げたいと思います。

大前提として、できる限り客観的なデータに基づいて意見をまとめるべきだと思います。そういうふうな方向でこれまでも作業をされてきているので、それは是としたいと思います。今日の資料2-1のペーパーを拝見しますと、こういう形で作業をされようとしているのですが、言葉をつかまえて言うのは恐縮なのですが「利用者側における法曹に対する需要の状況」と書いてあります。こういう職業としての法曹に対する需要というふうにつかまえるのがいいのかどうか、ちょっと疑問があります。むしろ広く、法的サービスに対する需要というふうにつかまえた方が、裁判業務以外、非裁判業務を含めて、法曹の活動領域が広がるのではないかなという問題意識を持っておりますので、そういうふうに変えられるものかどうか、御検討をお願いしたいと思います。

それから、ここに書いてありますのは、要するにユーザーサイドのデータを取ろうとされているわけですが、それだけではなくて、法曹人口についての意見をまとめるためにはいろいろなエレメントを考えなければいけないので、ユーザーサイドのデータも勿論必要ですが、サプライサイドの方のデータも考えなければいけないと思います。そのサプライサイド側のデータとして、修習を終了した者がどれくらい就職できているか、つまり、どれくらい弁護士登録できているかということは1つの指標となると思います。この会議でいろいろ議論して、当初は非常に就職難であるというのが大方の認識で、私もそうかなと思っていました。なるほど、12月に修習を終了して、月末の段階ですと500人ぐらい未登録者がいましたけれども、徐々に未登録が解消されているわけですので、本当に就職難なのかどうかということをもう一度データを精査していただきたいと思います。

それで、66期の数字は既に出ていますが、今、67期が去年の12月に修習が終了して仕事に就いているわけです。ですから、67期の登録状況も含めて、もう一度精査をしていただきたいと思います。そして、最終的に1,800人が終了して、どのくらい行き場所がないといたしますか、未登録者がいるのかということ把握してはどうかと思います。そういう需要側と供給側のデータを見たいということが1つあります。

それからいずれ、私も仮説を示されたらどうかと言っているのですが、最終的には具体の数字が出るかどうかは分かりませんが、法曹養成数、つまり司法試験合格者数をどれくらいの数字で設定するかという議論をしなければいけないと思います。そのための1つの手掛かりとして、例えば、現在、ほぼ2,000人ベースで法曹を養成していますけれども、その2,000人で例えば10年間養成したら弁護士数はどのくらいになるのかとか、そういうシミュレーションをやったらどうかと思います。

例えば、昔ですと3,000人という目標がありましたから、3,000人、2,500人、

2,000人と、そして今、日本弁護士連合会が1,500人とおっしゃっていますから、1,500人と、それから、1番厳しい御意見で1,000人ぐらいというものもありますから、そういう刻みで、10年間養成したら弁護士数がどういうふうになるのかという、そのシミュレーションをやっていただきたいと思います。ただ、500人の刻みですとちょっと大きいと思いますので、2,000人から1,000人の間では100人ぐらいの刻みで、そういうシミュレーションを一度やってみて、我々の頭の中で、こういうふうに養成していったら10年後にどうなるのかという具体のイメージを持ちたいというのが私のお願いでございます。

○納谷座長 私も、この顧問会議で、そういう合格者数をこのぐらいにしたらどうなるかというシミュレーションをやってみたいなと発言したこともあるのですが。それは岩井参事官の方でできるのでしょうか。それとも、推進会議の方でシミュレーションをやるのでしょうか。もしやるとすれば、どちらでやられたらよろしいのでしょうか。

○岩井参事官 一度、この点は検討させていただいて。

○納谷座長 検討してください。できるかどうかも含めて。そのときに新しい、鈴木参事官の御担当でしたか、そちらでやっている職域拡大のものと絡めて、少し色を付けて検討なさると大分違うかなと思います。弁護士、検察官、裁判官の三者だけではなくて、そういうところまで広がりをもし入れるとすれば、どのぐらいの含みがあるかということも含めて、シミュレーションをすることができませんか。少なくとも目安がつけば、それに越したことはありません。

大体10年まで追ってみる数字は置いてみたら、多分、吉戒顧問が前回おっしゃられた仮説というものも、そういうことを少しイメージしながら決めていかれたらどうだという提案だったかなと受けとめていました。今日の御趣旨もそういう発言ですので、ちょっと御検討いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○吉戒顧問 もう1点だけ、よろしいでしょうか。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 需要側のデータとして、今、お示しになっているのは比較的、裁判業務に関するものが多いと思いますけれども、司法制度改革以後、ADRもかなり活用されています。ですから、現時点において日本にどれくらいADRがあって、その利用状況はどうだということも、これはやはり法的サービスを求めるユーザーサイドの動向をつかむ意味で1つの有意なデータではないかなと思いますので、それもできたら調べていただきたいと思います。

○納谷座長 それを調べているのですか。可能性があるというのは検討事項なのか。ちょっと御意見を頂きたいのですけれども。

○岩井参事官 ADRの点についても、一度、状況を調べてみたいと思います。

あと、先ほどの、合格者が何人であつたら何年後に何人になるかというのは、顧問会議の資料の中に、ちょっと刻みが大きいのですけれども、例えば3,000人、2,500人、2,000人、1,500人ということで表になったものがありますので、それを、今日頂いた趣旨を踏まえて、それから、データが若干古いのですので、その点も踏まえて、少し検討してみたいと思っております。

○納谷座長 ADRもあるのですけれども、いわゆる準司法制度と言われている分野の争訟もありますね。特許審判など。そちらの方のことも、これから弁護士が入ってくる業務としてはある。そこまでやると大変かもしれませんが、実際は事件数がそちらで増えれば弁護士も入っていかなければなりません。例えば税務訴訟もあるでしょうし、いろいろ出てきています。

ですので、少し広げてみると、新しい種類の法的紛争形態の争訟があります。そこには弁護士が関与すべきものが幾つも出てくると思います。そこら辺まで視野を広げて、岩井参事官の方でもやってもらいたいですし、鈴木参事官の方でもちょっと御検討なさってください。これらを含めて総合的な仮説ができてくれれば、我々の方でも、ここら辺の数値でいったらどうだという話も出やすいかなと思います。座長としても御検討いただければと思います。

もちろん、本体は裁判所ですので、最高裁判所とも御相談しなければならないところはあるだろうとは思いますが、弁護士や検察官の方にもあるでしょう。そういうところまで視野を広げて、ちょっと御検討いただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それ以外にどなたか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 今後、分析も進むと思うのですが、それをもって明確な目標人数を定めるのは相当難しいことなのだろうなと思っています。

司法を広く国民一人一人の下へということで、また頼れる弁護士がすぐ身近にということで今まで来て、目指されて、今も市民としてはそういう希望を持っているわけですし、グローバルな時代に企業や世界で活躍する弁護士も多く必要であるとは思いますが、ただ、そのために人を増やしてきたということが思うような展開になっていない事実があって、これは今、認めざるを得ないであろう。それで、就職難ということも確かにあるように見えます。

今後、また厳しい時代で、お金になる仕事を求めて、本来、私たち市民が求めている、弱い立場に立って汗水を流して闘ってくれるような弁護士が人数を増やせば本当に増えるのかという、そういう心配も持っています。シミュレーション等、また新しいものも出るようで、関心を持ちますが、ここは立ち止まって見る必要はあるだろうと個人的には思っています。人数よりも、いい弁護士が増えてくれなければ困るという意見を持っています。

○納谷座長 本日のスケジュールとしては、本議題の審議は時間的にこんなところであると思っております。もう少し意見があるかとは思いますが、先ほどこちらからお願いした件について、後日データを出してもらって、それから、次回以降また詰めていくという作業にしたいと思います。そういう審議の進め方でよろしいでしょうか。今日のところはこのぐらいで、この課題については閉じておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では、そういう具合にさせていただきます。

何か質問でも。

○大場室長 ちょっと質問があるのですけれども、吉戒顧問、あと、山根顧問も就職難の問題

を言われたわけですが、弁護士の未登録者数は、法曹人口とか、あるいは合格者数を考える上でどういう位置付けになるというお考えなのでしょうか。

確かに、一斉登録日は500人ぐらいですか、登録されない方がいらっしゃるということですが、それでも、時間の経過に従って減っていくということですが、それが例えば500人とか、一定の固まりでずっと過ぎていってしまう場合というのは、それを法曹人口と合格者数にはどういうふうに結び付けて考えるべきだとお考えなのでしょうか。

○吉戒顧問 考え方としては、これは私の考えですけれども、司法試験というものは資格試験です。したがって、就職試験ではありませんから、全員が就職できなくてもいいという割り切りもできますが、ただ、修習に当たっては、あるいはそれ以前の段階においても法曹養成のために多大の国費を投入しているわけです。非常に多大の国費を投入しながら、司法修習を終了したら仕事に就きませんというのでは、何のために国がそんなに大きな予算をかけてやっているのかという話になりますから、やはり終了者数と実務に就く方の数字の乖離はなるべく少ない方がよろしいことは間違いありません。そういう意味です。

○納谷座長 法科大学院の方の関係者から、登録手続の開始時では、確かに500人ぐらいしか登録しないけれども、最終的にどこかに身を置いて仕事をしておりまして、100%に近い状態の就職状況であると私は伺っています。

ただ、お金をたくさんもらって弁護士になる人と少ない人もいるでしょう。その他、別な仕事に就くこともあるにしても、ある程度、就職は何らかの形でしている。もし必要があればしたら調べてください。

弁護士会の方からも、データ資料が出されていますね。未登録者がこれだけ、一時的に500であるとか、これから1月に入ったらどうなるとか、いろいろ話がありました。あとのフォローアップをもう少しして、詰めていただいたらどうかなと思います。弁護士登録しなくても、それ以外の仕事に就いているということもあると思いますので、そういうことも考慮してデータを提出していただければと思います。

それでは、座長としてはこれでよろしいかと思いますが、この課題はいいですか。もう時間もあれです。

○大場室長 はい。分かりました。

○納谷座長 それでは、この件につきましては終えたいと思います。

○大場室長 鈴木参事官、どうもありがとうございました。岩井参事官も席にお戻りください。

それでは、次は法科大学院についての議題に移りたいと思います。1月20日に中央教育審議会が開催されたほか、公的支援の見直しに関しまして、先日、加算プログラムの審査結果が公表されました。また、認証評価の見直しについても、中央教育審議会の提言を踏まえた検討が進められているなどの動きがありますので、御報告いただきます。

文部科学省の義本審議官、牛尾課長、お願いいたします。

○牛尾課長 それでは、私の方から御説明をさせていただきたいと思います。

1点目、法科大学院に対する公的支援見直し加算プログラムの審査結果でございます。通し

番号21ページ、資料3を御覧いただければと思います。

まず全体の状況でございますけれども、このプログラムに対して申請可能な大学数としましては52大学ございましたが、そのうち、実際に申請がありましたのは42大学でございます。

それで、1つの大学から複数の取組が提案されている場合がございますので、提案された取組数としましては、2.の方にございます1番下のところの合計122の取組が申請として出されてきたということでございます。

それらの取組につきまして、それぞれ5段階に評価をさせていただきました。そこに書いてある判定のような形でございますけれども、二重線から上3つの取組については加算の対象になる。下2つについては加算の対象としないという形にしております。ちょうど数としては半々ずつ、加算するもの、しないものという状況でございます。

次に22ページ以下、大学ごとに加算の対象となりました取組の概要をまとめております。

煩瑣になりますので、説明は省略させていただきますが、特徴的なものを少し整理して分類したものが33ページにございますので、そちらを御覧いただければと思います。評価としまして上2つに分類されたものについて取組の内容ごとに整理したものでございます。

まず1つ大きな特徴としまして、グローバル化への対応ということでございまして、在学生に対して英語で授業を実施する、あるいは修了後に国際機関等へ派遣するといった取組や、海外のロースクールへの留学をさせて、海外での資格と日本の資格を両方取れるような取組といったものがございました。

一方で、地域に着目した取組も提案されておまして、そこには2つ書いてございますけれども、岡山大学におきましては、岡山県のみならず中四国全体に目配りをして、地域と連携した人材育成に取り組んでいるものがございました。琉球大学では、特に沖縄という地域性を踏まえた、地元に着目した教育等をやられております。

左下のところは各大学の特色に応じた取組でございます。立教大学では、大学として観光学部があり、観光に強みを持っておりますが、それを生かした観光ADRを対象とした継続教育の取組。北海道大学では知的財産など。早稲田大学では少し視点が異なりますけれども、女性の法曹進出を支援するといった提案があった次第でございます。

それから、右下のところは法科大学院教育の基礎的・基盤的な部分の質の向上を図る取組でございまして、一橋大学では進級テストの導入。東京大学、京都大学などでは法科大学院教育あるいは法学研究を担う教員や研究者の養成といったプログラムが出ております。

大学間で連携した取組といたしまして、京都大学と同志社大学の2大学で連携した取組でございまして、特に京都大学から同志社大学に対する教育支援を行うとともに、両大学間での単位互換プログラムなどができるといったプログラムになっております。

34ページは、評価で申しますと3番目のランクに入ったものでございます。細かくなりますので、特徴的なものだけにさせていただきますと思います。

1つ、こちらの議論と関わるものとして「2. 教育システムの開発」の中で、法曹養成期間の短縮という観点から、飛び入学等を活用した取組が7大学から出てきているところでご

ざいます。

それから、大学間の連携でございますけれども、3. のところでございまして、千葉大学と金沢大学の間で、地理的に離れておりますが、将来的にはICTの活用も視野に入れて連携をするといった取組が出てきているところでございます。

あと、地域の関係でございますけれども、特に御紹介したいと思っておりますのは、1番右下でございますが、法科大学院が設置されていない地域出身者に対する学修支援、具体的には奨学金を出すといった取組ですが、そういった形で地域の方への配慮をする取組も2件あったところでございます。

続いて、35ページを御覧いただければと思います。これが今回の加算プログラムの判定後の、最終的な公的資金の配分割合を整理したものでございます。

基礎額をそれぞれ分類した上で、今回の取組ごとの評定を踏まえた大学ごとの加算率を算定しまして、最終的には配分率の結果のとおりでございます。100%以上の大学になっておりますのは10大学のみでございます、それ以外は全て100%未満ということで、メリハリをしっかりとつけた配分をさせていただいたと思っております。

36ページには、今回のこの審査をしていただきました委員名簿、37ページには、主査を務めていただきました佐々木先生の談話がございます。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、もう1つ、私どもの最近の取組を御紹介させていただきたいと思っております。資料4、通し番号39ページでございます。

現在、政府全体としましても地方創生ということが大きな政策課題になっておりますが、その中で私ども、総務省と連携しまして、大学と自治体が連携して、特に地方からの人口流出がある大学進学時と大学卒業時の2つの時点におきまして政策的な対応を共同してやろうということで新たな取組を取りまとめさせていただきました。

柱としては、3. のところでございますように2つございまして、学生の奨学金に関するものと、大学の取組を自治体と連携して進めていくものでございます。

おめくりいただきまして、奨学金の関係の取組でございます。40ページでございます。これは奨学金を活用しまして、大学生の地方定着を促進しようというものでございます。

仕組みとしましては、基本的に道府県単位をイメージいたしておりまして、地元の産業界等からの寄附をいただくものと、道府県等にお金を出していただくものを合わせまして基金を作れるようにしたいということでございます。道府県が負担する分につきましては、総務省の方で、特別交付税で一部裏負担をするということでございます。

そういう基金を作っていただいた上で、それぞれの県の、特にこういう分野で人が足りないといった分野等を特定していただきまして、そういう分野につきましては、学生支援機構から貸与しております奨学金の返済につきまして、学生本人ではなくて、この基金から返済するという形で、実質的に給付型の奨学金と同じような効果を持たせることで地元就職を支援したいということでございます。この特定分野の中には当然、法曹も含まれると思っておりますので、地方において、特に法曹が足りないというところには、是非この仕組みを活用していただけれ

ばと考えております。

41ページでございます。これは自治体と大学との共同の取組を支援したいということでございます。

この顧問会議でも時々話題になっていることに関連する取組でございますけれども、例えば都会の大学と地方の大学をICTなどで結びまして、都市部の大学の教育を地方でも受けられるようにするといったアイデアがございますが、そういった取組を大学がする場合、特に地方大学における受講スペース等について、地方公共団体が御支援いただくような場合には、それに対して総務省の方から特別交付税で支援をさせていただく。一方で、文部科学省としては大学の取組の方について補助事業の採択等を考えていくというものでございます。

これも法科大学院に限らない取組ではございますけれども、法科大学院についてもこういった取組があった場合に支援の対象の可能性があるということでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○大場室長 それでは、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願ひします。

○納谷座長 意見交換は、質疑が終わってからやるのですか。

○大場室長 そうですね。今、御質問をいただきまして、その後に組織見直しの関係、認証評価の見直しとか法的措置について報告して意見交換をしたいと思っておりますけれども、とりあえず、今の時点で今の御説明に対する御質問がありましたら、この時点でと思っております。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 法科大学院の公的支援見直しの加算プログラムの関係です。いろいろやっていただいて、本当にめり張りをつけた感じでいいと思うのですが、具体的なものとしてちょっと私も頭にイメージしにくい部分があるのは、例えば標準的な大学で60%減にしますと、大体どのぐらいの金額が減ってどうなるのかという、その辺のイメージをつかみたいと思うのですが、もしそういうところの具体的な金額が出てくるものがあれば教えていただきたいと思うのです。

○牛尾課長 国立大学と私立大学で財政の仕組みが違いますが、まず国立大学でございますけれども、規模によって大分、当然違うわけですが、小規模の、最低限の必要教員数を持っている例で申し上げますと、大体1億円前後というのがもともとの額でございます、例えば基礎額が70%になっていれば7,000万円台、60%なら6,000万円台ぐらいになっているというのが基本的なイメージでございます。ですので、10%加算ということであれば1,000万円ぐらいが加算になっているというイメージでございます。

もちろん、規模の大小はございますので、入学定員が大きな規模の大学になりますとその基礎額が4億円を超えるようなケースもございますが、大まかなイメージとして持っていただくにはそういうことでございます。

それから、私立大学でございますけれども、こちらについてはそもそもの財政支援の額が必要経費の場合、1割から2割ぐらいということですので、そういう前提でお聞きいただければ

と思います。こちら小規模の、最低限の教員の数を持っている大学ということで申し上げますと、大体、国から出ている補助金の額は5,000万円前後ぐらいが1つの目安になるかと思いますが、例えば60%でしたら3,000万円ぐらいに基礎額になっているというイメージでございます。

ですので、それにプラス10%であれば500万円、5%なら250万円といったイメージになります。こちら規模の大小はございますので、大きな規模の大学ですと基礎額自体が2億5,000万円ぐらいになっているところもございます。

大体のイメージとしては以上でございます。

○有田顧問 ありがとうございます。

○大場室長 今回の関係で他に御質問等はございませんでしょうか。

それでは、なければ次に行かせていただきます。

次が、法科大学院の組織見直しについてであります。認証評価の見直しの進捗状況について、1月20日に行われました中央教育審議会の状況につきまして、文部科学省から御報告いただき、引き続いて法科大学院に対する法的措置につきまして、前回に続きまして推進室から御説明します。

それでは、最初に文部科学省、お願いいたします。

○牛尾課長 それでは、認証評価の厳格化に関します検討状況について御説明をしたいと思っております。通し番号43ページ、資料5でございます。

前回も認証評価の厳格化についての中央教育審議会におけます検討状況を御説明しましたが、その後、中央教育審議会では、厳格化の具体的な進め方として、省令事項として整理すべきもの、それから、省令を改正する際に留意事項等として通知等でお知らせすべきものに整理いたしまして、議論をいただいているところでございます。

まず、43ページ、44ページのところで、省令改正事項として整理をしているものを御紹介させていただいております。

認証評価でございますけれども、評価の基準自体は評価機関が作るものでありますが、その評価基準の作り方の基本的な考え方については文部科学省令で示させていただいているというのが基本的な構造になっております。

今回改正をしたいと考えておりますのは、大きく3点ございます。

まず1点目といたしまして、評価項目の見直しということでございます。これは先般来、いろいろ御議論、御説明させていただいております、客観的な指標を活用して、特に重点的に評価すべき項目を明確化しようという趣旨でございます。

項目といたしましては3点考えております。法科大学院の入口の部分、入学者選抜に関する事項につきまして、入学者の適性、能力をしっかりと評価していただくということが1点目。それから、収容定員に関しまして、入学定員の規模を適切に設定していただくということ。3点目、教育の中身に関することといたしまして、司法試験の合格状況を含む教育活動の成果、それから、当該成果に係る教育活動の実施状況。これら3点を、客観的指標を活用して、しっ

り評価していただくということでございます。

大きな2点目としましては、次の44ページでございますけれども、こちらは認証評価機関による評価の結果、不適合という評価であった場合の対応につきまして、当該法科大学院の求めに応じて、再評価を行うように努めることを規定したいというものでございます。

3点目としまして、評価後の状況変化への適切な対応でございますが、法科大学院の認証評価は、今、5年に1回ということになっております。その評価、5年の間に重要な事項についての変更があった場合、それについて評価機関がきちんと把握した上で、必要な措置を講ずることを努力義務として課するという内容でございます。

省令の改正事項としては以上の3点でございます。

また、この省令改正に合わせて、45ページでございますような点について、評価機関に通知等で伝達をさせていただきまして、今回の改正の狙いをしっかりお伝えしていきたいということでございます。

特に客観的指標の活用につきまして、3のところでは具体的にお知らせをしていきたいと考えております。ポイントになるのは2つ目の●のところかと思いますけれども、客観的指標の水準を下回ることにつきましては、法科大学院教育の質に深刻な課題があることを強く類推させるものであるということを明記させていただいた上で、特段の考慮すべき事項が存在しない限りは、大学評価基準に照らして不適合の判定がなされるべきであるということを明確に書かせていただきたいと思いますと考えております。

それから、客観的指標につきましても、国として考えているものをお示ししたいと考えておりまして、これは前回も御説明した内容と重なりますけれども、入学者選抜の競争倍率について2倍を目安にする。入学定員の充足率につきましては50%、実数の入学者数につきましては10名、それから、司法試験合格率につきましては全国の平均の半分未満かどうかといったことを国として客観指標としてお示しするというところで、しっかりとした評価を全体としてやっていただくということを促していきたいと考えているところでございます。

中央教育審議会におきましては、こうした考え方につきまして、おおむね御理解はいただいているという状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大場室長 今の文部科学省からの説明に対する質問や意見交換は、法的措置についての説明後に併せてやっていただきたいと思います。

それでは、次に推進室から法的措置の検討状況について御説明します。

○西山副室長 それでは、資料に沿って御説明をいたします。資料6、通し番号47ページの「法的措置に関する検討事項（案）」と題する資料を御覧ください。

この資料は、文部科学省において進められております、法科大学院の組織見直しに関する施策と、認証評価の厳格化、そして認証評価で不適合判定が出た後の手続の流れについて、前回の顧問会議で推進室から御説明いたしました内容を整理し直したものでございます。

資料の左側に記しましたとおり、公的支援見直しの強化策で用いた客観的指標を認証評価に

も活用して、適格認定を厳格化することとされており、認証評価の結果、不適格判定を受けた法科大学院については、国、すなわち文部科学省が認証評価で指摘された各事項について調査をいたします。この調査の結果、当該法科大学院について法令違反に該当する事由が認められれば、文部科学省は是正を促し、是正が図られない場合は学校教育法15条1項から3項に定められております改善勧告等の段階に進むという仕組みになっております。

この資料では、国による調査というところと、法令違反の場合・法的措置との間に二重線を引いております。これは客観的指標の水準を下回った場合に、法令のどの規定に違反すると判定できるかが必ずしも明確でないため、客観的指標を活用した厳格な認証評価により、結果として不適格判定がなされ、文部科学省による調査が行われる事態になったとしても、法令違反を認定して法的措置を講ずることができるのかという問題意識を示すものでございます。推進室は、このような問題意識の下に現行法の設置基準の規定について検討する必要があると考えております。

そこで裏面の別紙資料「法的措置の手続の流れ」を御覧いただきたいと思います。この資料は、認証評価で不適格となった法科大学院について、現行の設置基準等の規定によって法令違反となる場合があるのかという点について、認証評価に活用されることとなる3つの客観的指標、これら各指標の水準を下回った場合に指摘されると思われる事項、各事項に関連すると思われる設置基準等の規定を整理したものでございます。

なお、ここに言う設置基準等といいますものは専門職大学院設置基準及び大学院設置基準のことでございます。

1番上に書いております、専門職大学院設置基準2条（専門職学位課程）は、法科大学院を含めた専門職大学院の目的を定めたもの、同じく専門職大学院設置基準の18条は、法科大学院の目的を定めたものであり、その下に、更に3色の枠囲いで掲げた規定を含め、法科大学院に関する各規定は、この2条、18条の理念の下に定められたものと位置付けられます。緑色は、入学者選抜に関係すると考えられるもの、黄色は、入学定員と学生数に関係すると考えられるもの、青色は、司法試験合格率に関係すると考えられるものをお示ししております。

例えば、青色は「司法試験合格率が全国平均の半分未満」という客観的指標に関するものであり、そのような法科大学院については「教育の成果が出ていないのではないか」「教育活動の実施状況が適切ではないのではないか」「教員の質の保証が図られていないのではないか」などといった問題状況があると考えられるので、これらの観点で文部科学省による調査が行われ、その結果、青色で囲んでいる規定に反している事由があると認められた場合は文部科学省が改善を促し、それでも改善されなければ学校教育法上の改善勧告等の段階に進むという仕組みになっております。

もっとも、司法試験合格率の客観的指標に関係する問題状況は、線ですらないでおりますとおり、青色のみならず緑色、黄色の3つとも考えられるので、結局、いずれの規定違反かを判定することは實際上、非常に困難なのではないか、さらに、仮に青色の問題状況であると判断されたとしても、例えば授業の方法を定めている専門職大学院設置基準第8条を見ますと「専門

職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう」云々と書いてあるだけであり、どのような授業方法が専門職大学院としての目的を達成し得る実践的な教育と言えるのかという点について、この規定を見ただけでは分からないのではないかと、法的措置を講ずる前提となる以上、法科大学院側にとって明確な指針をあらかじめ示しておく必要があるのではないかなどといった指摘があり得ると思っております。

私からの説明は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの文部科学省と推進室からの報告につきまして、御質問等も含めて、座長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○納谷座長 それでは、それぞれについて御質問がありましたら、意見になることが多いと思いますが、どうぞ。どなたからでも結構です。

では、有田顧問どうぞ。

○有田顧問 通し番号44ページのところであります。2つございます。

当該部分に記載されているのは、後でまた出てくるかと思いますが、今年度中にこの規定の制定を行うということ、来年度にそれを周知徹底させる、そして、平成28年度から制定した規定に準拠して認証評価を行うこととするとの予定になっていると思います。その後、また更に5年後に認定評価を行うということになるのでしょうか。

私は2つのことを申し上げたい。1つ目は、前回も文部科学省の方からサイクル5年という説明を受けておりますけれども、前にもお話ししましたように、上位校はそれでもいいと思います。しかし、認定評価で不適格の判定を受けた法科大学院については2年とか3年のサイクルで認定評価を受け直すという改革をしていただくことが必要ではないかと思っています。

この認証評価に向けた準備がすごく法科大学院にとって負担であるという話も承っておりますが、それはその問題を持っている大学側の事情にすぎませんし、そもそも、更に認定評価を受け直すことが負担であるとの意識があることが、問題ではないかと私自身は思っております。適正でない評価を受ければ、直ちに改善する、日常の中で改善するべきであり、それが教育機関の姿だと思います。

2年とか3年という期間を区切る趣旨は、法科大学院の在学生在が在学中にそれを是正してほしいと思うであろう、また、そうしなければいけないというふうに考えることに根拠があります。認証評価において法科大学院の自主的な改善を進めていただくためにも、その仕組み作りが重要であると思っているということが1つでございます。

2つ目は、先ほどの資料5の2.の(2)に係る部分であります。これによりますと、どうも省令の改正を含めまして、努力義務のような感じに読めます。同時に(3)についても、私もこれは重要な規定だと思うのですけれども、これも努力義務のような感じに読めるわけです。

これから法的措置について3月末までにいろいろ検討していただくということのようですが、この不適格と評価された部分について、もう一度適格認定を受けられるよう努力しなさい

というのはまさに法的な措置に入る手前の話、あるいはもう既に入っている導入路といいましょうか、そういう部分なのだと思うのです。法的な措置に入ってしまうと、これは多分、相当厳しい形の手続が待っていると思うのですが、その前の段階で、こういうふうに任意的な努力義務を課しているだけですと、どうも制度設計として整合性が不十分ではないかなと思うのです。

つまり、この不適格の判断を受けながら追評価を受けずにその課題を放置するというのも法的には可能であり、これを認めるという部分は問題があると思います。確かに大学院もそれぞれの自主的なものに任せるという必要性があるのでしょうかけれども、先ほど吉戒顧問からお話がありましたように、法曹養成というものは社会的なインフラの中でも最も重要な問題であります。ですから、そこを考えていただくことが重要であろうと思います。この点について、再考の余地はないのか、どういうお考えなのかということも併せて文部科学省の方からお聞きしたいなと思っております。

○納谷座長 では、どうぞ。

○牛尾課長 御指摘の御趣旨、私、大変よく理解できるところでございますけれども、今回こういう形で整理している1つの背景でございますが、結局、この制度の基になっている上位規定の義務付けの範囲が5年に1回、認証評価を受けろというところまでにとどまっております。それを超えて、再評価について更に義務をかけることを省令レベルでできるのかということが実は内部の法制的な検討の中でございまして、私どもとしてもなるべく強い義務をかけたいたっては思っておるのですけれども、そういう今の法律構造を前提にしますと、現行法の下ではこの努力義務というところまでが限界であるというのが私どもの内部の検討でございました。

ただ、もちろん、ここは非常に重要なポイントでございますので、現行法で努力義務となっておりますけれども、私どもの指導としてはしっかり再評価を受けていただくという方向で対応していきたいと思っておりますし、また今後、いろいろ法的措置について御議論されると思っておりますので、現行法自体が今後、また検討の対象になるということもあろうかとは思っております。今、現行法のできる範囲では、この努力義務とさせていただいているということでございます。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 御説明によれば、その努力義務でも実質的には努力義務ではなくて強制的なものであるという運用をしたいお気持ちは非常によく分かります。しかしながら、先ほどもお話しましたように、これが効力を発揮するのが相当、数年先ということになりますと、今、現におられる方々は役人ですから替わられますね。そうしますと、ではどうなるのだろうということになりますと、やはりこの努力義務だけが残ってしまうことになるのだと思うのです。

ですから、確かに運用上頑張りますと言われましても、頑張ってくださいことは私は信じていますが、ほかの方になるとどうなるのかという部分はありますので、是非規定上も、私の方で申し上げたような形の対応にさせていただいたらなと思っております。よろしくお願いします。

○納谷座長 座長としてちょっと。私、大学基準協会の会長もやっていますので、そちらの実態についても付け加えますと、ここで言う、例えば2.の(3)の教員の資格が云々という、

こういう事項に関してはその都度、報告を出させて評価している。それが条件で認証評価を受けていただいています。それから、2番目の先ほど言った追評価。不適合の部分についてちゃんとやり直して改善報告書を出させています。大学基準協会では既に実施できている。ただ、ほかにまだ2つの認証評価機関がありますから、必ずしもそこできちんとできているかどうかということは問題があるということ。

もう1つは一応、文部科学省は苦しい言い方になっているのですけれども、判定基準の内容は認証評価機関に委ねていて、それを評価して、これでもいいよということで、認証している。そのときに多分、事実上、これでやりなさい、こういうものを入れなさいという指導があったし、今後も行われるのではないかなと思います。問題は「努める」という言葉の意味をもう少しどういう具合にするかということですが、ここで確認した方がよければいたしますけれども。義本審議官何か。

○義本審議官 今、課長から申し上げましたように、立て付けとしましてはブリッジ法におきましても、この適格認定自身も実は完全なる義務付けをしておらず、努力義務という形になり、あるいは今、申し上げましたような認証評価制度の中での話もありますので、規定の表し方としてはこういう形にならざるを得ないところもございますが、ただ、運用上といいましても、私どもとしては、先ほど納谷座長からお話がありましたように、3機関ございますので、そこに対して施行通知を出す、あるいは意見の交換をさせていただく中において、今、申し上げましたように、必ずやってくださいという趣旨をしっかりと形でお伝えさせていただいて、その確認をした上でやらせていただこうと思います。

具体的には、今の認証評価の立て付けとしましては、基本的には各認証評価団体の方で具体的な評価基準や、この追評価についての運用の在り方を決めていただきますと、その中でしっかりと確実にそれをやっていただくように、私どもとしては努力といいますか、やりたいと思っていますところでございます。ですから、そういう形で、今、御懸念のように、担当者が替わりましたが、その精神が残らないということではなく、しっかりと残る形でそれはやらせていただきたいと思いますと思っていますところでございます。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

○大場室長 間もなく法務大臣が入室されます。

(上川法務大臣入室)

○大場室長 それでは、法曹養成制度改革推進会議の副議長であります、上川陽子法務大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○上川法務大臣 ありがとうございます。

私、昨年の10月に法務大臣に就任をいたしまして、12月の第三次安倍内閣におきまして再任をされたものでございます。法曹養成制度改革推進会議の副議長を務めることになりましたので、法曹養成制度改革顧問会議の第15回会議の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

法曹養成制度改革顧問会議におかれましては、一昨年の9月に第1回の会議が開催されまし

てから既に1年以上が経過しているところでございます。納谷座長を初めといたしまして顧問の先生方におかれましては、これまで14回にわたりまして熱心な御議論を賜り、御尽力に対しまして深く敬意を表しますと共に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

法曹は、法の支配の理念を全国あまねく実現する司法の中核的役割を担う重要な存在でございます。法曹を養成する現行制度につきましては、御案内のとおり、法科大学院ごとの司法試験の合格率のばらつきや法曹志願者の減少など、対処すべき様々な問題点が指摘されていると思っております。この度の法曹養成制度の改革はこうした問題点を解決することを目指し、施策の検討を迅速に行うことが求められていると考えております。

既に顧問会議で御議論いただいたことを踏まえまして、司法修習に関し、司法修習生に対する導入的教育の充実を図るための修習課程が新たに創設されたほか、課題を抱える法科大学院に対する文部科学省の施策の策定、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策の決定などの成果を着実に上げてきたものと伺っているところでございます。

推進会議の設置期限でございますが、本年7月15日となっております、期限までの残り期間が半年を切っております。今後、周囲からの注目が更に増すことも予想される中でしっかりと検討を進めていくことが必要でございまして、私も推進会議の副議長として緊張感を持って改革に臨んでまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、設置期限に向けまして、これまでも増して様々な角度から活発な御議論を賜り、また、多くの才能ある人材が法曹を目指して努力し、頑張っていただけるように、より良い法曹養成制度の構築のために御意見・御審議を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大場室長 ありがとうございます。

ここで法務大臣は公務のため退席されます。

(上川法務大臣退室)

○大場室長 では座長、再開をお願いします。

○納谷座長 それでは、吉戒顧問の方から先ほど挙手がありましたので、お願いしたいと思います。

○吉戒顧問 ここで今検討されているのは法的措置についてですけれども、これは前回、新しい立法といいますか、規定を作るのではなくて、現行の法律・法令等を精緻にするといいますか、厳密化するという方向でやることになったわけです。要するに、法曹養成について実績を上げることができない、あるいは極めて低い実績しか上げていない法科大学院に退場していただくための最後の担保が法的措置ですので、やはりこれはしっかりしたものを作らなければならないと思います。ですから、今、有田顧問が言われたように、努力義務だけで果たしてそんな担保となるのかというのが私の受けた感じです。

文部科学省にお尋ねしたいのが、細かいことで恐縮なのですが、資料5、通し番号43ページの下の方に「司法試験の合格状況を含む教育活動の成果及び当該成果に係る教育活動の実施状況について」という文言がありますけれども、法科大学院の教育活動の成果として司法試験

の合格以外に何があるのかなという疑問があります。まず、それを御説明いただきたいのが第1点です。

それから、45ページの「3 客観的指標の活用方法関係」の2番目の●のところなのですが、けれども、要するに客観的指標の水準を下回るというのは、深刻な課題を抱えていると強く類推させるものであることから、評価の結果これこれと書いてあります。つまり、「評価の結果、特段の考慮すべき事項」と書いてありますが、この「特段の考慮すべき事項」という文言は、やはり具体的な例示がないと何を言っているのかなという感じがします。

しかも「特段の考慮すべき事項が存在しないと認められる限り」というのは、これは立証責任が逆転しているので、存在しないことを立証しなければいけないことになります。そうではなくて「存在すると認められない」というふうに書くのであれば理解できるのですが、この辺りもどういうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。以上は、文部科学省に対しての質問です。

それから、推進室がお作りになった資料6なのですが、これも言葉を取り上げて申し訳ないのですが「法的措置に関する検討事項（案）」とあります。これの左端の方の表現なのです。これはポンチ絵なのでいろいろなところでお使いになると思うのですが「不適格の判定の場合」という表現がありますね。これは連携法では「不適格」という言葉はどこにも書いていないので「適格認定を受けられなかった」というのがこういう場合の正しい表現ではないかと思います。「不適格」と言ってしまうと、いかにも、不合格というイメージですが、そうではなくて「適格認定を受けられなかった」ということなので、実質は違うと思います。

それと、その下に「国による調査」という言葉がありますね。「国による調査」と書いてあるので、これは法律を見ますと、文部科学大臣が大学に対して報告又は資料の提出を求めることができるにすぎないわけです。つまり、報告又は資料の提出なのです。立入調査とかそういう権限はどこにもないわけです。ですから、この辺りも誤解を招くのではないかなという気がしますので、ちょっと御検討をお願いしたいと思います。

○納谷座長 御指摘の点は、重要な論点ですし、また具体的なものを考えていく上で必要などころだと思しますので、それぞれについて、まず文部科学省の方から答えていただきまして、その後に西山副室長から今の表現についてどう思うかということについてのお考えをいただければと思います。

最初に、文部科学省の方からお願いします。

○牛尾課長 ありがとうございます。

まず1点目、司法試験の合格状況を含む教育活動の成果ということで、司法試験の合格状況だけではないかという御趣旨の御質問かと思います。

もちろん、法曹養成のための、法曹養成に特化した教育機関でございますので、司法試験の合格状況というものが最も重要な教育成果であることはそのとおりであると思いますが、ただ、実際の学生の進路ということを考えますと、しっかり学習をされた上で、あえて司法試験は受けずに直接、法科大学院修了段階で企業等に行かれる方も現に今でもいらっしゃる

ますし、私ども公務の世界に入ってこられるような方もいらっしゃいます。もちろん、司法試験を受けてそういう活動をされる方もいらっしゃいますが、法科大学院修了だけでもその能力を発揮し得る場所がございますので、そういう若干の含みを持たせて「合格状況を含む」という形にさせていただいているということでございます。

留意事項の方の、通し番号45ページの2つ目の●のところでございますけれども、この紙自体、省令改正が成った時点での通知の、今はたたき台として作っているものでございまして、細かい表現等についてはまだまだ不備な点はあると思いますので、今、頂いた意見も十分勘案しながら、また詰めていきたいと思っております。

あと「特段の考慮すべき事項」ということですが、いろいろなケースがあるかとは思いますが。今、幾つかの指標がある中で、例えば競争倍率について、1. 数倍であったとしても、適性試験などの結果についてきちんと客観的な一定レベルを保っていれば、質の上では競争倍率を下回っていても問題ない可能性がある場合もあると思います。そういったケースで、そうそうたくさんあるケースではないと思います。多くの場合はそうではないと思いますけれども、例えばそういったケースが考えられますので、その辺り、どこまで例示できるかというのはまたよく考えてみたいと思いますが、その点も踏まえて検討はしていきたいと思っております。

○納谷座長 あとは「存在しない」という文言の点ですが、民事訴訟で勉強している者にとっては、立証責任がどちらにあるのが問題になるので、やはり表現の仕方でも後で検討なさってください。それらの具体的な例を据えて対処するならば、そこはもう少し精密な表現になる可能性が出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○義本審議官 基本は、やはり大学側の方で証明していただくのがベースになりますので、そういう表現を少し考えたいと思っております。

○納谷座長 こういうことはあるけれども、通知を出すときにもう少し具体的に見える形で出さないと、大学の方ではどういう具合に証明していいかわからないということになると思います。そのやりとりは少しきちんと検討しておいていただければ有り難いと思います。

それから、西山副室長の方へ質問がありました。その件についてお願いします。

○西山副室長 1点目で「不適格の判定」という言葉ですけれども、規定上「不適格の判定」という言葉は使われていないというのは御指摘のとおりかと思いますが、聞き及んでいるところでは、認証評価機関が最終的な判定として適格にするかどうかという、結論のところ「不適格」という文言を実務上使っておられるということでしたので、そのようなことから「不適格の判定」という言葉を簡易な表現として使わせていただいたということでございます。

それでよろしかったですか。

○義本審議官 はい。

○西山副室長 2点目で、御指摘のように「調査」と言いますとかなり強めのものもイメージされるのかなと思いますので、ここは法律に合わせますと、短縮する言い方として報告・資料徴求とか、そういった言葉もあり得るので、その辺りの表現は今後検討させていただきたいと思っております。

○納谷座長 今回の「不適格」という結論を出す文言は、少なくとも大学基準協会では使っていません。「適合していない」と書いてあります。ですから、ほかの認証機関がどういうぐあいにやっているか、今の時点では定かではありませんけれども、大抵、私たちの定めた基準に適合していない。こう書くだけで、積極的に「不適格」という表現は多分していないと思います。それは後で確認してください。よろしくお願いします。

法令によりますと、適合している場合を「適格」ということで略称していいということは確かに書いてあるのですけれども、不適合のときに「不適合」と略称し得るとは書いていないので、多分そういう使い方は各認証評価機関ではしていないのではないかと私は思っております。

○義本審議官 私どもは、連携法の5条の中で「適格認定」という言葉が使っておりますので、それに依拠しております。

○納谷座長 そちらを言えばそういうことになりますし、どこかで整合していただければ思っております。

では、吉戒顧問の質問に対してのお答えに対して、この問題はもうよろしいですか。

○吉戒顧問 結構です。私の申し上げた趣旨を踏まえて、文言等の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○納谷座長 では、阿部顧問の方からお願いします。

○阿部顧問 連携法6条3項の法務大臣による措置要求の意味をお尋ねしたいのですが、例えば47ページの下の方角の中で、法的措置は文部科学省の裁量事項とされ、あわせて、この措置要求、必要な措置を要求できるとなっている。これはどちらが優先するのですか。要は、文部科学省は裁量権があるからといって、この措置を求められても拒むことができるのか。

○納谷座長 連携法6条3項のこのようですが、分かりますか。

○牛尾課長 要求があったからといって、必ず絶対そのとおりにならなければならないということでもないとは思いますが、通常はそういう御意見を頂ければそれを真摯に踏まえた対応をしますので、結果としては多くの場合、それに沿った措置にはなるかと思いますが、法律の規定上、自動的に我々がしなければならないという立て付けではないと認識しております。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

○阿部顧問 はい。

○納谷座長 それでは、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 認証評価の見直しについてですが、資料5の通し番号44ページに関しては有田顧問の言われたことと同様の懸念を私も持ちました。是非、検討をお願いしたいと思います。次に、適格基準の厳格化の方ですが、先ほど指摘のあった表記上の問題はありますが、例えば45ページの3の2つ目の●などのように、原則・例外という証明責任的な観点を採り入れるなどして、客観的指標の運用の厳格化を図る文章にしていることに見られるとおり、相当に明確化が図られてきている感じを受けました。

ただ問題は、これらの厳格化された適格基準の違反が法令、例えば設置基準の違反に結びつくかどうかであり、先ほど推進室からも説明がありましたとおり、資料6の裏のページを見る

限り、私も現行の設置基準や下位法令の文言のままでは直ちにそのことを読み込むのは難しいように思います。設置基準はいずれも非常に抽象的・概括的で、今回厳格化する適格基準の違反をストレートに反映する文言にはなっていないことも一つの理由です。

そうすると、法的措置に関する重要課題は、どういう方法で適格基準違反を設置基準違反に結び付くようにするのかにあることになりますが、例えばですが、設置基準自体を改正するか、設置基準の下位法令を制定して適格基準との橋渡しを考えると、それらが難しい場合には、設置基準違反以外の法令違反の法律構成を考える等の検討が必要だと思います。何らかの方法で法令違反に結び付ける形を作らないと法的措置を整えたということにはならないのではないかと懸念いたしております。

○納谷座長 どちらからお答えになりますか。文部科学省の方からお答えになりますか。

○義本審議官 橋本顧問の御指摘について、私どもとしても課題として受け止めさせていただいております。おっしゃるように、法的措置というものは学校を閉じるなどに結び付く、かなり重いものがございますので、その体系においては、その権限行使に当たりまして、しっかりした形で法令違反をとらまえるのが原則でございます。

御指摘のとおり、現行において教員組織の数などが明確になっているところもございますが、かなり解釈の余地がございまして、その辺の明確化は非常に課題でございますので、法令、設置基準の改正も含めまして、どういう形をとればいいのか。あるいはこの段階においては、調査に入りまして具体的な措置を講じる場合においてはどのような手続をしっかりと踏んだらいいのかということも含めて、少し整理させていきたいと存じます。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今の橋本顧問の御意見に関連しての意見です。私は、このペーパーを見て「法令違反の場合」と書いてあるのですが、一体全体、そういうものはあるのかなと思います。例えば、法科大学院の施設とか、教員数とか、学生数が基準にのっとっている、要件を満たしている、しかし、司法試験合格率が低い、低迷しているという法科大学院を法令違反という余地は果たしてあるのかなと思います。おそらく、これは残念ながら、現行の法令の下ではそういう余地はないだろうと思います。そして、改正を考えられている規定の下でも多分ないのではないかと思います。ですから、これはいたしかたがないというのが私の今のところの考えです。

○納谷座長 一応、法の立て付けとしてはこういう可能性が最後は残っているということだけは。文部科学省は所管官庁として、この制度に基づいて最終的な対処を行うことになると思うのです。

問題は具体的にどういう具合に動かすかということで、確かに私もずっと疑問には思っていますが、ゼロではない。例えば学生が、何年も全然入ってこないとなれば、法科大学院の存続につき重大な問題が、いろいろ出てくるとは思う。要するに、それをどういう具合に文部科学省の方でこれから整理するかということが課題であると思います。検討していただきたいと思っております。

もしお答えがあるのなら、答えていただきたいと思います。

○牛尾課長 おっしゃる御指摘は、非常に我々も課題として考えているところでございます。

これまでの具体の例で申し上げますと、不適格判定が出ている中には、教員の質の面で、数はそろっているのですけれども、教員としての実績等にやはり問題があるので、専任教員としてカウントできないといった指摘を受けて不適格になっている例はございます。まさに結果として最低12人を下回ってしまって、法令違反になっているケースが事実としてあるのはそのとおりでございます。ただ、先ほど顧問におっしゃっていただいたような、いろいろセットとしてはそろっているのですけれども、合格率が芳しくないといった場合にどういうところに問題があるかというのは非常に難しい点ではありまして、それについては実は中央教育審議会でも同じような御議論がございました。

それで、今回の認証評価の厳格化の中では指標に着目しまして、それに関連する項目については精緻な評価を今まで以上にやっていこう。つまり、なぜそういう結果になっているかという原因をしっかりと分析していこうというのが今回の認証評価の厳格化の1つの意味でございまして、そういうことを繰り返していく中では、やはりここは何か基準で対応できるのではないかと、明確化した方がいいのではないかとという点が浮かび上がってくるといこともあろうかと思っておりますので、そこは今後も引き続きしっかりと検討していきたいと思っております。

○吉戒顧問 よろしく申し上げます。

○納谷座長 座長として余り言うのはどうかと思いますが、しかし、大学基準協会の方で会長をしておりますので多少コメントします。今の事例は、専任教員としてふさわしくない研究能力者と言ってもいいケースでしょうか。開設して10年も経ちますと、現実の問題として、そういう人たちが出てきているのですよ。そうしますと、この人はちょっと問題だから違反ですと指摘して、この事項に関する評価基準につき不適合という結論を出します。その後は、必ず大学基準協会の方へ、こういうふうに直しましたという改善報告をしていただいております。その前後に文部科学省の方から、大学に対し、これはちゃんとしてもらわなければ困りますという指導もありまして、実際はその1～2年の間に有資格の教員を補充して、問題を解消しております。

ですから、その1点に問題があったからといって、その組織全体を、法科大学院という組織自体を潰すとまで、すぐには進みがたいところが幾つもあります。その層というのですか、ある程度のゾーンがあるので、それをこれからもう少し検討していく必要があります。これから、この法的措置へ入るには、いろいろと慎重な検討が必要かなという感じはしております。あえて、皆さん御存じだと思いますけれども、ちょっと付言させていただければと思って発言しました。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 加算プログラムの件でもよろしいですか。

○納谷座長 はい。どうぞ。

○橋本顧問 加算プログラムは先導的な試みを行う法科大学院を財政的に支援することで後押しをし、その魅力を高めようという制度であると理解していますが、今日御報告頂いたもの

を見ますと、いずれも大変意義深い試みが提案されていると思いました。これらをうまく活用することができれば、法科大学院生にとって差別化された付加価値を取得できる魅力的な制度になり得るように思いました。是非、このプログラムの確実な実行を担保していただき、来年度以降の更なる試みの進展と、しかるべき時期には成果の発信を積極的にしていただくことを期待したいと思います。

今回の試みの中では、私は、例えば京都大学と同志社大学のそれぞれの持つメリットを共有し合うプログラムに興味を持ちました。京都大学が教育支援プログラムを提供し、同志社大学は実績をもつ提携海外ロースクールへの派遣などを含めた単位互換プログラムを提供するという形での共生関係の、大学の枠を超えた提携となっており、大学院生にとって大きなメリットがあるように思いました。この種の試みには、実は個別の大学の枠を超えた遠隔地ICT教育に発展しうる面があることが先ほど指摘されていましたが、その意味では千葉大学と金沢大学の提携の試みの今後にも期待したいと思います。

ただ、加算プログラムに関するマスコミの報道が、少し補助金の削減という消極面に偏った感じもあったように思われたのは大変残念でした。

最後に1つ感想を申し上げます。資料を見ておりますと、今回の加算プログラムの性格から来るものかもしれませんが、例えばグローバルなどの先進的なプラスアルファに関するものが目立っており、法律に関する基礎的な能力の修得の促進とか、本質を外れない形での司法試験合格率を高めるプログラムなどの、本来的な役割にかかるものが少ないような印象を受けました。この種のプログラムは、法科大学院教育の理念やその方法論、更に差別化などの点で確かにいろいろ難しい問題はあると思いますが、その中では、神戸大学などの3つの大学で未修者教育の充実に関して優れた取組を提案しているという評価が与えられたのは注目されるように思います。

ただ、私は、この種の法学教育それ自体に力を入れるという地道な試みを続ける法科大学院をもう少し高く評価するなり、一層促すという形で後押しをする姿勢を打ち出されることも検討する余地があるのではないかと思います。

以上です。

○納谷座長 よろしいでしょうか。意見は意見として受けとめて。

○義本審議官 貴重な御指摘ですので、今後の取組あるいは発信には生かしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○納谷座長 何か、他にありますか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 1点だけございます。まさに地元との連携ということで、もう少し加算を考えていただければというのがお願いであります。

例えば、岡山大学と琉球大学とかはそれなりに加算されていますし、私学でも関西学院大学とかいい例はあるのですが、実は通し番号39ページから御紹介がありました、いわゆる地方大学を活用した雇用創出・若者定着プログラムというものは各地域の経済界と連携してやらせ

ていただいております。それなりに各地域でお金を持つと言いますと変なのですけれども、お金を出しますので、もう少しここに光を当てて評価していただければと思います。これはお願いでございます。

○納谷座長 よろしいですか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 この加算プログラムも、あと、この適格認定の厳格化についても、やはり国民に理解されることがとても大事だと思っています。

それで、この通し番号45ページにも「特段の考慮すべき事項が」云々で、新たに適格と判断する場合には、その結果や理由等を社会に対してきちんと説明する責任があるというような文言がありますけれども、どういう理由で不適合であったのか。そして、国はどのような対応をしたのか等々、きちんと情報提供等に努めていく必要があるなと強く思っております。

○納谷座長 よろしいですか。

今、2人の顧問から出た御意見も是非参考にして今後御検討いただければと思います。

○大場室長 それでは、顧問の皆様から頂いた御意見も踏まえながら、更に具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

義本審議官、牛尾課長、ありがとうございました。

では、次の議題であります「4 司法試験について」に移ります。前回、推進室では予備試験受験者の実情を把握すべく、予備試験の口述試験を受験した受験者に対してアンケート調査を実施したことを御報告いたしました。アンケート結果の集計及び分析が完了いたしましたので、御説明申し上げます。また、司法修習の状況について最高裁判所から資料の御提出を頂きましたので、併せて御説明申し上げます。

○西山副室長 それでは、平成26年の司法試験予備試験の口述試験受験者に対するアンケート調査の結果について御報告いたします。

まず、アンケート調査の実施方法について御説明いたします。資料7-2、通し番号67ページをお開きください。

このアンケートは、実際に予備試験を受験した方々に対して予備試験に関することを質問するものであるという性質上、勉強や心理面に一切の影響を与えない方向で実施することが必要であり、その意味から、口述試験を終えた受験者のみを対象といたしました。

平成26年の口述試験は、平成26年10月25日及び26日の2日間の日程で実施されましたので、最終日である10月26日、口述試験を終えた受験者に対し依頼文とアンケート用紙を配布し、回答を記入の上、返信用封筒に入れて、推進室宛てに送付していただく方法で回収をいたしました。

また、このアンケート調査が口述試験の可否とは全く無関係であることを明確にするため、アンケートを無記名にするとともに、口述試験の合格発表後に回答の記載ができるよう、締切りを口述試験の合格発表日の約2週間後である11月21日消印有効と設定いたしました。

アンケート調査の結果をまとめたものが、前に戻りますが、資料7-1、通し番号49ペー

ジでございます。

口述試験の受験者全員にアンケートを配布いたしました。その数が、この資料の冒頭に記しておりますとおり、390人であったのに対し、アンケートの回答者数は140人でしたので、回答率は約35.9%でした。予備試験全体の受験者数は1万347人でしたので、予備試験全体の受験者数との対比で言いますと、このアンケートは予備試験受験者数の約1.3%の方が回答しているにすぎないわけであり、必ずしも予備試験の受験者全体の意識を正確に反映したものとはまでは言えないという点に御留意いただければと存じます。

年齢や性別などの属性に関する質問につきましては、御覧のとおり、アンケートの集計データの欄の下に青色で塗りつぶした欄を設け、法務省の公表データに基づいて口述試験受験予定者、すなわち論文式試験合格者の属性の分布状況を記載しております。なお、右横の囲いの中に書いてありますとおり、アンケートの集計データと法務省の公表データは基準時が異なりますので、職業など、アンケート回答時の属性と予備試験出願時の属性とが異なる可能性があります。

次に、通し番号51ページを御覧ください。ここでは、最終学歴について大学在学中と答えた25人に対する質問の回答結果をまとめております。

問9(1)は、大学在学中に予備試験を受験した理由を4つまで答えていただくという質問でしたが、最も多かった回答は「少しでも早く法曹資格を取得し、実務に就く」というもの、次に多かった回答は「経済的に法科大学院に進学可能であるが、経済的負担を少しでも軽減する」というものでした。

次に、通し番号52ページを御覧ください。ここでは、最終学歴について「法科大学院在学中」と答えた79人に対する質問の回答結果をまとめております。

問10(1)は、法科大学院在学中に予備試験を受験した理由を4つまで答えていただくという質問でしたが、最も多かった回答は「自分の実力を試す」というもので、次に多かった回答は「予備試験に合格しておいた方が就職等の面で有利」というものでした。

問10(2)では、法科大学院在学中に予備試験に合格した場合の中途退学や休学をする予定の有無について聞いておりますが、最も多かった回答は「予備試験に合格しても、その後の司法試験の可否にかかわらず修了するつもり」というものでした。

問10(4)では、法科大学院に進学した理由を3つまで聞いておりますが、最も多かった回答は「予備試験に合格しなかった場合に、司法試験の受験資格を得る」というものであり、次に多かった回答が「法科大学院の教育を受けることが有益」というものでした。

次の通し番号53ページに移りまして、問10(8)で、予備試験の受験に、法科大学院の教育が役に立ったかという質問をしており、これに対し79人中70人が「役に立った」と回答しております。

「役に立った」と回答した方には、更にどの点が役に立ったかについて記載していただいております。その結果を下にまとめております。「法科大学院の授業のみで予備試験の対策になった。双方向講義は口述試験の役に立った。」「法律実務科目、法曹倫理について、法科大学院の授

業で具体的なイメージがつかめた。」「判例学習は、科目にかかわらず有益だった。」などの回答がございました。

続きまして、通し番号54ページを御覧ください。ここでは、最終学歴について「法科大学院修了」と回答した15人に対する質問の回答結果や、職業について「大学生」又は「法科大学院生」以外と回答した36人に対する質問の回答結果をまとめております。

1番下の表を御覧ください。問12(1)は、大学生・法科大学院生以外の方に対し、予備試験を受験した理由を4つまで聞くというものでしたが、最も多かった回答は「時間的余裕がなく法科大学院に進学できない」というもので、次に多かった回答は「経済的余裕がなく法科大学院に進学できない」というものでした。

次に、通し番号56ページを御覧ください。問13は、予備試験制度を含む法曹養成制度の在り方についての御意見を自由に記載していただいたものです。111人から御意見を頂きましたが、頂いた御意見の内容から、予備試験、法科大学院、司法試験・司法修習に関する意見に関するものを整理しました。

通し番号56ページから60ページまでは、予備試験に関する御意見をまとめたものです。予備試験受験資格制限に反対の意見は32人であり、法科大学院に関する経済面の負担感や通学の難しさを指摘するもの、公平さを理由とするものがありました。これに対し、予備試験の受験資格制限に賛成の意見は19人であり、法科大学院在学中の者が予備試験を受験することに対する疑問を理由とするものが多くありました。そのほか、試験科目などの制度面に関する御意見や日程などの運用面に関する御意見も頂いております。

通し番号61ページから63ページまでは、法科大学院に関する御意見をまとめたもので、法科大学院の経済的・時間的負担に関する御意見や、法科大学院教育や適性試験の在り方に関する御意見を頂いております。

通し番号64ページから65ページまでは、司法試験・司法修習に関する御意見をまとめたもので、司法試験の試験科目や受験資格などに関する御意見や、司法修習の修習内容や経済的支援に関する御意見を頂いております。

続きまして、司法修習生に関する資料を最高裁判所から提供していただいておりますので、御報告いたします。資料8-1、通し番号79ページを御覧ください。資料8-1から資料8-3までは、第6回顧問会議でお示しした資料について、昨年11月末に司法修習を開始した第68期司法修習生のデータを追加したものです。

資料8-1は、司法試験受験資格による司法修習生採用者数の内訳を示したものであり、第68期は採用者数1,761人、そのうち、予備試験合格資格で司法試験に合格した者が146人、法科大学院修了資格で司法試験に合格した者が1,614人、旧司法試験に合格した者が1人となっております。

資料8-2、通し番号81ページは年齢分布を示したもので、第68期の予備試験合格資格者のうち最も多いものが23歳の47人、次に多いものが24歳の31人で、年齢層で見ますと、最も多いものが24歳以下で88人、次に多いものが25～29歳で20人、3番目に多

いものが35～39歳で18人でした。

資料8-3、通し番号83ページは予備試験資格者の最終学歴の分布を示したもので、第68期の予備試験資格者の中で最も多いものが法科大学院中退の64人、次に多いものが大学卒業の55人でした。

資料8-4、通し番号85ページと資料8-5、通し番号87ページは昨年12月に司法修習を終えた第67期司法修習生の司法修習生考試、いわゆる二回試験の成績と集合修習における成績について、予備試験資格者とそれ以外の内訳を示したものですので、御参照いただければと思います。

御報告は以上でございます。

○大場室長 ただいまの報告につきまして、御質問・御意見等はございますでしょうか。

阿部顧問、お願いします。

○阿部顧問 まさに、今の予備試験というものは何なのかがよく分かる資料かと思いますが、やはり実際に49ページの回答者属性、あるいは第68期の年齢サイズを見ても、本来なら大学あるいは法科大学院にいるべき人たちがバイパスでこちらに来ているということが分かります。あと、自由記載のところを非常に面白く読んだのでありますけれども、賛否両論ありましたが、特に法科大学院生でありながらも今の仕組みはおかしいという、例えば59ページの上から2つ目の○とかは非常に率直で、面白い意見かなと思います。やはり皆さん、予備試験を受ける方も何かおかしいなと思いながら受けているということははっきり出てくるかなと思います。何らかの形で予備試験についての資格制限、年齢制限になるか分かりませんが、やはり考えた方がいいのではないかというデータになるかなと思います。

以上です。

○大場室長 橋本顧問、お願いします。

○橋本顧問 予備試験受験者のうち口述試験受験者という限定されたデータではありますが、全体としては、私どもが今までしてきた議論の前提を確認したような感想を持ちました。そして、大学生、法科大学院生、その他の受験生という属性別のデータが得られて、それぞれによって予備試験の果たしている意味とか機能などが異なっているということが確認できたのも有意義であったと思いました。

限られたデータですので普遍的には言えないのですが、3つほどのことを申し上げます。

1つは、予備試験の受験生の声として、経済的負担や時間的負担を軽くしたい、試験に無駄なことはできるだけカットしたいという動機が相当明確にうかがわれたように思いました。

これらのうち、特に経済的・時間的負担の軽減につきましては、法科大学院を中核とする法曹養成制度全体に関わる課題でもあります。現在、文部科学省において、その緩和に向けた改善策について鋭意検討を進めていただいているところでございますけれども、有為な人材を法曹に迎え入れる見地からすれば、本当にスピードを上げて対応策を実現させて、その結果を積極的に発信していく必要があるように改めて思いました。

2つ目なのですが、その一方で、これは阿部顧問の御発言とも関係しますが、予備試験の運

用実態が本来の在り方から大きく離れ、本来開かれるべき層に開かれにくくなっているのではないかという批判が、社会人や一部の法科大学院生、法科大学院の予備試験受験生から寄せられていました。

また、予備試験の法科大学院に対する影響の大きさに関連しますが、資料7-1、通し番号52ページの問10(2)などを見ますと、司法試験に合格しても法科大学院を続けるという法科大学院生が49名と1番多かったのですが、3年生が57人いる中の、2年生も含めた49名ですから、逆にいうと3年生という、修了まであと数か月の院生にも辞める方が一定程度存在することを意味します。

また、法科大学院の2年生の方が22名いるのですが、そのうちの17名が司法試験合格の段階で中途退学または休学するつもりという回答をしております。これらの数字を見ますと、予備試験が法科大学院の現場に与える影響には、特に上位校にとっては無視できないものがあるのではないかという感じがしました。

このようなことからしても、法科大学院教育と予備試験の動向を今後もフォローアップしながら、より適切な制度の在り方を目指して議論と検討を続けていく必要があるように思いました。

3つ目は適性試験なのですが、アンケートの中に適性試験の有用性や実施時期、実施場所について疑問を提起するものが複数ございました。適性試験は法務研究財団や商事法務研究会の方々が財政的な負担を含めて大変な御苦勞をされて実施している制度でございまして、その有用性などに関しても過去に法科大学院での成績などとの概括的な相関性が示されたことがあったように記憶しています。

ただ、これから法科大学院の定員数を絞っていくことを考えますと、入学者選抜の在り方はより一層重要性が増していくように思いますし、適性試験制度が実施されて10年以上経過して、入学志願者をめぐる状況も相当に変化しているように思います。

そこで、今回のアンケートに書かれている実施時期や義務化等への疑問の検討も含めまして、この際、改めて入学者選抜における適性試験の存在意義・有用性とか、在り方などに関して、実施団体や法科大学院、国などの関係者を含めた皆様で議論ができる場を作るなどして、検討していただくことが望ましいですし、その必要がある時期に来ているという感想を持ちました。

○大場室長 ありがとうございました。

吉戒顧問、お願いします。

○吉戒顧問 ちょっと時間が押しているので、簡単にします。2点だけです。

今まで法科大学院サイドのいろいろな情報提供がありましたが、今回、受験生サイドの情報がこういうアンケートの形で報告されたのは有意義なことではなかったかなと思います。回答率が3分の1ぐらいですけれども、しかし十分に実があるものであると思います。

回答の中でちょっと気が付いたのは、予備試験の勉強に法科大学院の授業が役に立ったという意見が多かったわけなのですが、これはある意味で皮肉な結果ではありますが、予備試験のレベルが法科大学院の授業とうまくマッチしているということがよく分かりまして、そ

の点が1つ感想としてあります。

それから、今、橋本顧問が適性試験のことをおっしゃいました。適性試験はこの場での議題ではないような気がいたしますけれども、私もこの正月休みに去年の適性試験の問題を自分でやってみたのです。論理問題や分析問題、長文読解問題がありましたが、よくできたいい問題だと思いました。頭の体操になりました。

ただ、これもおっしゃったように、アメリカのLSATをそのままねしてやったものなのです。そもそもアメリカには法学部がありませんからこういう問題でもいいのでしょうかけれども、日本で法学既修者にこういう問題をやらせるのはどうかなというのが私の1つの疑問です。この制度も10年経ったわけなので、適性試験の在り方についてもしかるべき場で御検討されたらどうかと思います。

○納谷座長 私も意見を言ってよければ。

適性試験については文部科学省の方で、もう少し具体的に検討に入るのではないかと考えていますけれども、そう伺ってよろしいですか。全然、適性試験についての検討をやっていなかったわけではないのでしょうか。今はもう検討しているのですか。これからもするつもりなのですか。

○牛尾課長 現時点までにおきましては具体的に突っ込んだ議論はしておりませんが、この3月以降、また中央教育審議会で新しいメンバーでの議論を始めますので、そのときには検討課題の1つになると思っております。

○納谷座長 それが時期的に合うかどうか。我々の審議との関係もあるのですけれども。ちょっと御検討いただきたいと思います。

もう1つ、私、ちょっと皆さんと御相談なのですが、この予備試験について。この制度が、我々が当初予定したものとは違う実態にどうもなっている。このことは顧問の間で共通の認識になってきていると思います。また、このアンケートもそういうことを裏付けているのではないかなという感じはするのですけれども、皆さんいかがでしょうか。やはりこういう実態が違っていれば、それなりに早く、いつまでやれという期限は言えるかどうかは別にして、見直しを検討しなければならない。このことは、顧問会議の見解として表明しておいた方がいいかなと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

これだけアンケートではっきり、橋本顧問もおっしゃっていましたが、予備試験の実態が当初予定したものとは大分違ったものになっていることを示している。有田顧問もおっしゃられていましたし、阿部顧問も。皆さんおっしゃられていたと思うのですけれども、そういう実態になっていることはもうちょっと正直にきちんと表に出して、見直しの検討というのでしょうか、その必要はあるということだけは共通の認識ではないかなと思うのです。

どうぞ。

○有田顧問 今、座長がおっしゃったことと同意見であります。

我々は予備試験について、やはり危機感、危惧感というものを持っていたのです。それで、倍々で合格者が増えていくという問題は何なのか。こういうふうに思っていたところ、去年の

合格者はある一定のところで止まったということで、安堵感が出てきたとともに、何となく、これまでの緊迫感が議論の中で薄れたという感じがします。

この7月にこの顧問会議が終了するわけですが、そのときにこの顧問会議での意見を集約するべきなのか、どう集約するのかは、今後、議論することだとは思いますが。

この予備試験問題は、今、こういう形で若干の落ちつきはあるものの、やはり問題があるという共通認識はみんな持っているはずなのです。ですから、顧問会議でも、法的な措置の問題、あるいは法的な措置の問題は別としても、運用上の問題など、いろいろな議論が出たわけです。

それで、こういう意見が出たということをややはり外部にきちんと発信することで、予備試験の出題等、予備試験の運用に関わっている関係者に伝われば良いなという部分があるので、ほんのわずかな時間でもいいのですが、皆さんの共通認識のまとめをしていただけたらいいなとは思っています。

○納谷座長 もし、そういうことであれば、推進会議の事務局ともちょっと御相談させてもらって、次回までにまとめたものを皆さんに提言したい。今後見直すとしても、いろいろな問題点があり、切り込む角度があることも分かっていますので、難しいところがありますが、そういうものもうまく1つにまとめ切れれば、それはそれでよろしいかなと思っております。どうぞ。

○吉戒顧問 異論を言うわけではありませんが、予備試験について本来の制度趣旨と違うような利用実態になっているというのは私も今回の資料でよく分かりました。ただ、前回の冒頭のまとめで、予備試験については、その制度的制約について検討するのは時期尚早であるから、しばらく事態を見ようという取りまとめをしたわけです。私が申し上げたいのは、予備試験の改革が先なのか、法科大学院の改革が先なのかということでして、予備試験がそういう利用状態になったのはどうしてかという原因を探らないで、予備試験についてすぐに改革を検討するのはいかなものかなという問題意識です。ですから、そのこのところの検討順序を間違えないようにしていただきたいというのが私の希望でございます。

○納谷座長 吉戒顧問が前にもおっしゃられたように、短縮するとかいろいろなこともあります。そういうことも一方の方策と思います。どうぞ。

○有田顧問 今、吉戒顧問のおっしゃったことは、私はまさにそうだろうと思います。

そういう意味では、この予備試験の問題と法科大学院の改革は車の両輪であると思っています。その分も併せて、きちんと整理した上で予備試験の問題をどう考えるのかという提案をしていただくこともやはり重要だと思っていますので、決して予備試験だけの問題を取り上げて、それをどうこうというだけの話ではないということを御理解いただきたいと思います。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 吉戒顧問、有田顧問がおっしゃるとおりかと思うのですが、実は83ページの資料で、第68期の最終学歴の法科大学院中退、それから大学卒業で、これは、実態はほとんど上位大学・上位大学院といえますか、半分以上が東京大学なのです。確かに法科大学院の問題

はいろいろ議論しなければいけませんし、これが出発点だと思うのですが、1 番の問題は上位校でさえこうなってしまうということかと思います。上位校の法科大学院あるいは大学の法学部に行くべき学部生が、やはり予備試験に流れてしまうということは問題意識としてはちゃんと指摘するべきだと思います。

○納谷座長 そういうことも含めて、どういう具合にまとめられるか。難しいと思いますけれども、次回まで、今のような観点を入れたペーパーを推進室の方で、粗々で結構ですけれども、ちょっとまとめていただけたらと思います。

私、座長としては今後のことを考えて、これでおしまいにするのではなくて、そのペーパーを見て更に議論を深めて、こういう方向のまとめ方といいますか、こういう形の問題指摘というのでしょうか。そういうことでいいか、どうかについて次回議論させていただきたい。そういう思いで、お願いしてみたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○大場室長 今、座長から共通認識、法科大学院の関係であるとか、予備試験との関係についての共通認識というものがあるのではないかというお話があり、他の顧問の方からも各方面からの御意見がありました。推進室といたしましても、予備試験の在り方について検討するというミッションがあるわけですので、もちろん、法科大学院教育の改革も含めてトータルで考えなければいけないと思っております。

ただ、ペーパーをまとめてという御示唆がありましたけれども、顧問の先生方の共通認識を紙に書き込むということだと思うのですが、それは紙にさせていただくのかどうなのかもちょっと考えさせていただきたいと思ひますし、私たち推進室としての考え方については7月の段階で何らかといいますか、こういうふうに考えますという答えは出さなければいけない。そういうつもりでおりますので、今の、前回も含めて、今日顧問の先生方からあつた御意見というのはその取扱いをよく考えたいなと思っております。

○納谷座長 私が仕切る話ではないのしょうから、大場室長の方でこの問題点をそんなことでお願いしたいと思ひます。

○大場室長 それでは、時間も来ましたので、今日はこの辺にしたいと思ひますが、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日程は、平成27年2月24日火曜日の午前とさせていただきます。開始時間は追ってお知らせいたします。場所は本日と同じ、法務省第1会議室となっております。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思ひます。

本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。